	新		
<u>1~6</u>	(略)	<u>第1条</u> ~ <u>第6条</u>	(略)
<u>7</u> 振込・振替サービス		<u>第7条</u> 振込・振替サービス	
<u>(1)</u>	(略)	<u>1.</u>	(略)
(2) 入金指定口座への入金は、次のとおり取り扱います。		2. 入金指定口座への入金は、次のとおり取り扱います。	
$\underline{\mathbf{a}} \sim \underline{\mathbf{d}}$	(略)	$(1) \sim (4)$	(略)
e 契約者は、依頼した取引について当組合の定める処理を行うまでは、端末機器から当組合		(5) 契約者は、依頼した取引について当組合の定める処理を行うまでは、端末機器から当組合の	
の指定する操作方法により、取消 <mark>し</mark> ができるものとします。取引実行後の依頼内容の変更		指定する操作方法により、取消ができるものとします。取引実行後の依頼内容の変更(以下「訂	
(以下 <u>、</u> 「訂正」といいます。) または取りやめ (以下 <u>、</u> 「組戻し」といいます。) は、原則と		正」といいます。)または取りやめ(以下「組戻し」といいます。)は、原則として取 <u>り</u> 扱いで	
して取扱いできません。ただし、当組合がやむを得ないものと認めて訂正・組戻しを承諾す		きません。ただし、当組合がやむを得ないものと認めて訂正・組戻しを承諾する場合には、当	
る場合には、当組合の定める方法で取り扱うこととし、この場合、振込手数料は返却しませ		組合の定める方法で取り扱うこととし、この場合、振込手数料は返却しません。	
λ .		なお、組戻しを行う場合には、当組合	所定の組戻手数料が別途必要となります。
f 前号の組戻手続により、入金指定口座のある金融機関から振込金額が返却された場合に		(6) 前号の組戻 <u>し</u> 手続により、入金指定口座のある金融機関から振込金額が返却された場合に	
は、当該取引の支払指定口座に入金します。ただし、組戻しができない場合がありますが、		は、当該取引の支払指定口座に入金します。ただし、組戻しができない場合がありますが、こ	
この場合には受取人との間で協議してください。		の場合には受取人との間で協議してください。	
		なお、組戻しができなかった場合には、	
<u>g</u>	(略)	<u>(7)</u>	(略)
$8 \sim 14$	(略)	<u>第8条</u> ~ <u>第14条</u>	(略)
AT AL MY		hote a = AT ATT (AL hote	
15 解約等		<u>第15条</u> 解約等	/ m/z \
$(1) \sim (4)$		 1. ~4. 類如来がかの名号の重由に、○でも禁业 	(略)
(5) 契約者が次の各号の事由に一つでも該当したときは、当組合は契約者に連絡・通知等する		<u>5.</u> 契約者が次の各号の事由に一つでも該当したときは、当組合は契約者に連絡・通知等すること なく、本契約を直ちに解約できるものとします。	
	なく、本契約を直ちに解約できるものとします。 (略)		まり。 (略)
<u>a</u> ∼ <u>h</u>		$(1) \sim (8)$	(新 設)
i 本規定および取引約定に違反したと当組合が認めたとき。			(新 設)
j 契約者が次のいずれかに該当したことが判明した場合 (a) 暴力団			(か) BX /
(b)	<u>泰力団</u> <u>暴力団員</u>		
	<u>泰力回真</u> 暴力団準構成員		
<u>(c)</u>	<u>來刀凹宇們似貝</u>		

新 (d) <u>暴力団関係企業</u> (e) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 (c) スの(k(x)) (x) は ボスス	ΙΞ
(e) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等	
<u>(f)</u> その他(a)∼(e)に準ずる者	
<u>k</u> 契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合	(新一設)
<u>(a)</u> 暴力的な要求	
(b) 法的な責任を超えた不当な要求行為	
(c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為	
(d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合	
<u>の業務を妨害する行為</u>	
<u>(e)</u> その他前(a)~(d)に準ずる行為	
(f) 契約者・当組合間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当組合が認める行	
<u>為</u>	
1 法令等(マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます。)や公序	(新一設)
良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると判断した場合、および、犯罪等へ	
<u>の関与が疑われる等相応の事由があると判断した場合</u>	
m 契約者が当組合に届け出た事項の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があること	(新一設)
もしくは第三者によるなりすましがあることが判明した場合またはそれらの疑いがあると	
判断した場合	
n 契約者が当組合に預託した資産(本サービスに関連して預託した資産に限られません。)	(新一設)
の全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると判断した場合	
o 当組合が、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対	(新一設)
し、各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、契約者が、当該依頼に対し正当な理	
<u>由なく別途定める期日までに応じない場合</u>	
<u>p</u> (略) <u>(9)</u>	(略)
$\underline{16}\sim\underline{30} \tag{略}$	(略)
以上	以上

付 則

この規定の改正は、令和7年10月1日から施行する。